

県道平塚松田改築工事の事業認定に係る
社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成24年 3月26日 (月)
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 県道平塚松田改築工事の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された県道平塚松田改築工事（神奈川県足柄上郡中井町大字比奈窪字大町地内から同町大字比奈窪字向河原地内まで）について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする関東地方整備局長の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・ 起業者が行った現道の交通量調査は、データとして用いるには少し古いので、最近の状況を適切に把握する必要があるのではないか。
- ・ 現道の隘路解消という表現は、現道の拡幅と理解されるので、バイパス整備により現道の交通量の減少を図ることの説明としては、わかりにくいのではないか。